

国家工商行政管理総局
「企業名称同一・近似対比規則（意見募集稿）」

2017年7月3日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

企業名称同一・近似対比規則

(意見募集稿)

第一条 名称登記制度管理改革を更に推進し、企業名称対比システムを構築・整備し、申請人に効率的な対比サービスを提供するために、『企業名称登記管理規定』に基づき本規則を策定した。

第二条 本規則は企業名称認可機関（以下、「名称認可機関」という）が情報化検索技術を利用して、本規則に基づき申請人に提供する企業名称申請の対比サービスに適用され、かつ、対比結果は掲載する方式により申請人に参考・選択のために提供される。

第三条 下記のいずれかに該当する場合、対比システムでは、企業名称が同一であると示される。

(一) 同一の名称認可機関ですでに登記・申請済みの企業名称（その範囲は開放企業名称データベースの要件と一致する。以下も同様）とは完全に同一である。

(二) 同一の名称認可機関ですでに登記・申請済みの企業名称とは行政区画、商号、業界および組織形式の配列順が異なるものの、文字が同一である。例えば、北京紅光酒業發展有限公司と紅光（北京）酒業發展有限公司。

(三) 同一の名称認可機関ですでに登記・申請済みの企業名称とは商号、業界の文字が同一である。例えば、北京紅光酒業發展有限公司と北京市紅光酒業發展販売部。

第四条 下記のいずれかに該当する場合、対比システムでは、企業名称が近似すると示される。

(一) 同一の名称認可機関ですでに登記・申請済みの同じ業界の企業とは名称・商号が同一であり、業界の表現が異なりながら意味が同一である（出資、許諾関係にある場合を除く）。例えば、万達地産有限公司と万達房地產有限公司、万達置業有限公司)

(二) 同一の名称認可機関ですでに登記・申請済みの同じ業界の企業とは名称・商号の発音が同一で、業界の表現が同一か、もしくは業界の表現が異なっても内容が同一である。例えば、北京牛欄山酒業有限公司と北京牛蘭山酒業有限公司、北京牛藍山白酒有限公司。

(三) 商号が、同一の名称認可機関ですでに登記・申請済みの、同じ業界の企業の名称・商号を含み、またはこれに含まれ、業界の表現が同一か、もしくは業界の表現が異なっても内容が同一である。例えば、北京阿裏巴巴網絡科技有限公司と北京阿裏巴巴在線網絡科技有限公司、北京阿裏巴巴在線情報科技有限公司。

(四) 商号は同一の名称認可機関ですでに登記・申請済みの、同じ業界の企業の名称・商号の一部文字の発音が同一であり、業界の表現が同一か、もしくは業界の表現が異なっても内容が同一である。例えば、北京阿裏巴巴科技有限公司と北京馬雲阿理巴巴科技有限公司、北京阿理巴巴金控技術有限公司。

(五) 業界の表現が含まれず、または実業、発展といった、国民経済業界分類用語を使わずに業界を表現するものであって、同一の名称認可機関ですでに登記・申請済みの同じ区分の企業の名称・商号を含み、もしくはこれに含まれ、またはその商号の文字の発音・形が同一で、一部発音が同一である。例えば、北京牛蘭山有限公司と北京金牛欄山酒業有限公司。北京全聚德有限公司と北京荃聚德有限公司。北京牛蘭山有限公司と北京牛欄山上有限公司。

第五条 申請人が対比システムを通じて申請企業名称を検索する際に、申請しようとする企業名称が他人のすでに登記もしくは申請済みのものと同一である場合は、同一の企業名称が列記され、当該申請が通過できないと示される。申請しようとする企業名称が他人の企業名称と近似する場合は、近似する企業名称のリストが列記され、申請人に対して、審査において認可されない可能性があり、認可されたとしても、使用において権利侵害紛争が起こり、ひいては不適正な企業名称として名称変更を強制的に行わされるリスクがあると示される。

第六条 本規則は、国家工商総局企業登録局が解釈する。